*対応方法欄の対応例を削除又は編集し、具体的な措置について記入してください。*

【液石則】技術基準適合表（第二種製造者　液化石油ガススタンド　30㎥/日未満）

＜高圧ガス保安法　法律第１２条第１項関係＞

　**製造施設の位置、構造及び設備に係る事項**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 内容 | 対応方法（必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| 13 | １ | １ | 第６条の準用 | * **液石則第６条第１項第１号、第７号、第９号、第12号、第13号、第17号から第22号まで、第24号、第27号及び第29号から第31号及び第35号まで**の基準に適合すること**［別表１］**
 |  |
|  |  | ２ | 第８条の準用 | * **液石則第８条第１項第２号から第４号まで**の基準に適合すること**［別表２］**
 |  |

　**［別表１］**液石則第６条第１項の準用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 内容 | 対応方法（必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| ６ | １ | １ | 境界線、警戒標【参照】例示基準１県指導指針４(9) [別表5] | * 事業所の境界線を明示すること

（一部のみが高圧ガス保安法適用施設の場合は、設備区画でも可）* 警戒標を掲げること

※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料No. |
|  |  | ７ | 火気取扱施設との距離【参照】例示基準８ | * 火気を取り扱う施設との距離：　　　 ｍ　≧8ｍ

（8ｍ未満の場合には、流動防止措置等を講ずること）※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料No. |
|  |  | ９ | 貯槽の識別措置【参照】例示基準９ | **対象：貯槽*** 容易に識別できるような措置を講ずること
 | 添付資料No. |
|  |  | 12 | 製造設備室内の滞留しない構造【参照】例示基準11 | * 開口部の面積や機械通風装置の能力とその位置を示すこと
* 下部換気口の通風可能面積が床面積1㎡当たり300cm2以上であること
 | 添付資料No. |
|  |  | 13 | ガス設備の気密な構造 | * 高圧ガス設備以外のガス設備は気密な構造であること
 | 添付資料No. |
|  |  | 17 | 耐圧試験【参照】製造細目告示4条例示基準15 | ・耐圧試験の試験方法を示すこと（認定品等（大臣認定者試験品、KHK検査品、特定設備検査品等）を除く。）※機器一覧表等に、認定等の有無を記載する | 添付資料No. |
|  |  | 18 | 気密試験【参照】製造細目告示５条例示基準15 | * 気密試験の範囲及び試験方法を示すこと

※フローシート等に、試験範囲を図示する | 添付資料No. |
|  |  | 19 | 高圧ガス設備の強度【参照】例示基準16 | * 構造図を示すこと
* 強度計算書等を示すこと（認定品等を除く。）

※強度計算に使用した箇所（最小肉厚部）を図示する・例示基準又は特定則の規定に基づく強度計算ができない構造を有する高圧ガス設備の場合、強度の確認方法を示すこと | 添付資料No. |
|  |  | 20 | 貯槽類の耐震設計【参照】耐震告示県耐震設計基準 | **対象：貯槽（３t以上）及び配管類（告示で定めるもの）*** 耐震告示及び県耐震設計基準に適合すること
 | 添付資料No. |
|  |  | 21 | 高圧ガス設備の圧力計及び安全装置の設置【参照】製造細目告示７条製造細目告示７条の2例示基準17 　　　　 | * 圧力計の設置位置と構造を示すこと
* 圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設置すること
* 安全弁は、規定吹出し量計算書と所要吹出量計算書を添付し、規定吹出量が所要吹出し量以上であることを示すこと
 | 添付資料No. |
|  |  | 22 | 安全弁又は破裂板の放出管の位置【参照】例示基準18 | * 安全弁又は破裂板には、放出管を設置すること
* 放出管開口部の周囲には、着火源等がないこと

※放出管の位置は、施設配置図や敷地平面図、立面図で明示する | 添付資料No. |
|  |  | 24 | 液面計の設置【参照】例示基準20 | **対象：貯槽*** 液面計の設置位置と構造を示すこと
* ガラス液面計の場合、破損防止措置及び破損による漏えい防止措置を講ずること
 | 添付資料No. |
|  |  | 27 | 電気設備の防爆性能 | * 高圧ガス設備に係る電気設備は、その設置場所に応じた防爆性能を有する構造のものであること

※設備配置図や立面図等に、電気設備の設置場所を図示する | 添付資料No. |
|  |  | 29 | ガス漏えい検知警報設備【参照】例示基準24 　　　　　県審査基準５県指導指針４(1) [別表5] | * 製造施設から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、警報するための設備を設置すること

※検出端部及び発報する場所、及び設定値等を示す | 添付資料No. |
|  |  | 30 | 静電気を除去する措置【参照】例示基準25 | * 静電気を除去する措置を講ずること

　　避雷設備　有　・　無* 接地抵抗値を総合100Ω（避雷設備を設けたものは総合10Ω）以下にすること
* 静電気除去設備を正常な状態で維持するための検査を実施すること
 | 添付資料No. |
|  |  | 31 | 防消火設備の設置【参照】例示基準26 | * 防消火設備を適切な箇所に設置すること
* 操作位置は、対象設備から適切な距離を確保すること
* 防火又は消火のために必要な能力及び時間（30分以上）を満足する所要水量を確保すること

保有水量（　　　　　　ℓ）　＞　所要水量（　　　　　　ℓ）※防火設備及び消火設備の種類、性能、設置箇所等について、書面又は図面等に記載する | 添付資料No. |
| 　容器及び容器置場 |
|  |  | 35イ | 容器置場の明示及び警戒標【参照】例示基準１ | * 外部から見やすい位置に警戒標を掲示すること
 | 添付資料No. |
|  |  | 35ロ | 容器置場の階数 | * 容器置場は二階建以下とすること
 | 添付資料No. |
|  |  | 35ハ | 置場距離 | 第１種保安物件：　　　　 　 第２種保安物件：　　　　 　 第１種置場距離L　 ＝　　　 ｍ　　計画：　　　 ｍ第２種置場距離L　 ＝　　　 ｍ　　計画：　　　 ｍ※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料No. |
|  |  | 35ニ | 障壁の設置【参照】例示基準２ | * ハに規定する置場距離内に保安物件がある場合は、障壁を設置すること

※障壁の構造図等を示す | 添付資料No. |
|  |  | 35ホ | 直射日光を遮る措置【参照】例示基準30 | * 直射日光を遮るための措置（ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方に解放されることを妨げないものに限る）を講ずること
 | 添付資料No. |
|  |  | 35ヘ | 滞留しない構造【参照】例示基準11 | * 開口部の面積や機械通風装置の能力とその位置を示すこと
* 下部換気口の通風可能面積が床面積1㎡当たり300cm2以上であること
 | 添付資料No. |
|  |  | 35ト | 二階建の容器置場の構造【参照】製造細目告示11条の5 | * 告示で定める構造であること
 | 添付資料No. |
|  |  | 35チ | 消火設備の設置【参照】例示基準26 | * 容器置場には適切な消火設備を設置すること

※消火器の能力や本数を明示する※設置位置を図示する | 添付資料No. |

　**［別表２］**液石則第８条第１項の準用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 内容 | 対応方法（必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| ８ | １ | ２ | ディスペンサーから道路境界線までの距離 | * ディスペンサーは、その本体外面から公道の道路境界線まで５ｍ以上の距離を有すること

※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料No. |
|  |  | ３ | 液化石油ガス充塡終了時の停止装置の設置 | * ディスペンサーには、充塡終了時に液化石油ガスを停止する装置を設置すること
* 充塡ホースから漏えいを防止する措置を講ずること
 | 添付書類No. |
|  |  | ４ | 充塡を受ける車両と貯槽外面との距離 | * 充塡を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外面から３ｍ以上離れて停止させるための措置を講ずること
* 貯槽との間にガードレール等の防護措置を講ずることで代替措置とすることができる

※貯槽と充塡を受ける車両との位置関係又は代替措置について、書面、図面等により示す | 添付書類No. |

＜高圧ガス保安法　法律第１２条第２項関係＞

　**製造の方法に係る事項**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 内容 | 対応方法（対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| 13 | ２ | １ | 充塡する場所 | * 火気を取り扱う場所、多数の人が集合する場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所から５m以内で充塡しないこと
 | 添付資料No. |
|  |  | ２ | 第８条の準用 | * **液石則第８条第２項第２号**の基準に適合すること**［別表３］**
 |  |
|  |  | ４ | 第６条の準用 | * **液石則第６条第２項第７号**の基準に適合すること**［別表４］**
 |  |
|  |  | ５ | 一般複合容器への充塡期限 | * 一般複合容器であって容器の刻印等に示された年月から15年を経過したものには、充塡しないこと
 | 添付資料No. |

**［別表３］**液石則第８条第２項の準用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 内容 | 対応方法（必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| ８ | ２ | ２イ | 誤発進防止措置 | * 液化石油ガスの充塡後は、容器とディスペンサーとの接続部分を外してから車両を発車させること。
 | 添付資料No. |
|  |  | ２ロ | 液化石油ガスの着臭【参照】例示基準35 | * 空気中の混入比率が容量で1000分の１であるとき、感知できるようなにおいがするものを充塡すること
 | 添付資料No. |

　**［別表４］**液石則第６条第２項の準用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 内容 | 対応方法（対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| ６ | ２ | ７イ | 容器置場の区分 | * 充塡容器と残ガス容器は区分すること

※容器置場の平面図等に配置場所を明示する | 添付資料No. |
|  |  | ７ロ | 容器置場に置くことができるもの | * 計量器など作業に必要なもの以外置かないこと
 |  |
|  |  | ７ハ | 火気等の制限【参照】例示基準40 | * 容器置場の周囲２ｍ以内においては、火気の使用を禁じ、引火性または発火性の物を置かないこと
* 火気等からの距離が２ｍ未満の場合には、火気等から有効に遮る措置を講ずること

※平面図等に、火気使用制限範囲を明示する | 添付資料No. |
|  |  | ７ニ | 容器の温度【参照】県指導指針４(７)［別表5］ | * 充塡容器等は、常に40℃（超低温容器又は低温容器にあっては，容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの）以下に保つこと
 | 添付資料No. |
|  |  | ７ホ | 転落転倒防止措置【参照】例示基準41 | **対象：内容積５Ｌ超える充塡容器等*** 転落、転倒を防止する措置を講じ、粗暴な扱いをしないこと
 | 添付資料No. |
|  |  | ７ヘ | 容器置場の燈火 | * 容器置場に携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと
 |  |

**［別表５］**

＜県指導指針＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指針 | 内容 | 対応方法 | 備考 |
| 条 | 号 |
| ４ | １ | 漏えい検知警報設備と保安設備の連動 | **対象：法令で各設備の設置が求められる高圧ガス施設*** 漏えい検知警報設備と緊急遮断装置を連動させること

※シーケンス図等を添付する  | 添付資料No. |
|  | ４ | 高圧ガス設備と火気との距離 | * 高圧ガス設備の周囲2ｍ内における、火気の使用を禁じる措置を講ずること（警戒標の設置や防火壁、障壁の設置等）

※火気使用制限範囲を敷地平面図等に明示する  | 添付資料No. |
|  | ７ | 容器置場の散水 | **対象：貯蔵量100㎥　又は1ｔ以上*** 床面積1㎡につき、毎分2Ｌ以上の水量を20分間放水できる散水設備を設置すること
 | 添付資料No. |
|  | ９ | 責任者等の掲示 | * 同一敷地内に事務所がない製造施設は、敷地外から見えやすい場所に、高圧ガスの名称、責任者名称、緊急時の連絡先を明示した掲示板を設置すること
 | 添付資料No. |
|  | 10 | 地震計の設置 | **対象：耐震設計構造物を有する事業所*** 地震以外の振動による影響がない場所に地震計を設置すること

※設置場所と設定値を記載する | 添付資料No. |
|  | 11 | 地震計と緊急停止装置等の連動 | **対象：耐震設計構造物*** 地震計と緊急停止装置及び緊急遮断装置が連動させること

※地震計の設定値（警報及び緊急遮断）を記載する | 添付資料No. |